日金協（教）第 26-911 号
令和 8 年 11 月 9 日

消費者の皆さま

日 本 貸 金 業 協 会

一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンについて

日本貸金業協会は 11 月 9 日から 15 日までの「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」へ参加し、関係行政、関係団体と連携して啓発を行います。
東京都産業労働局ウェブサイトではヤミ金融に関する注意喚起や啓発動画が公開されておりますのでぜひご覧ください。

当協会ウェブサイトでは、「ヤミ金（悪質業者）の検索」で当協会に寄せられたヤミ金融に関する情報の公開、注意喚起ページにてヤミ金融の手口等をご紹介しておりますので、ぜひご活用ください。

［関連ページ］

・お知らせ（東京都産業労働局ウェブサイト）
・貸金業者から借り入れをする前に（東京都産業労働局ウェブサイト）
・【動画】騙されないで！若者の金融トラブル！（東京都ウェブサイト）
・【注意喚起】悪質な金融業者にご注意！（当協会ウェブサイト）
・啓発動画・教材 ｜ 日本貸金業協会
・金券フリマサイトを仮装したヤミ金融事犯の手口
・【注意喚起】新型コロナウイルスに乗じた違法な貸付け等にご注意ください（当協会ウェブサイト）

［貸金業に関する相談・苦情受付窓口］
貸金業相談・紛争解決センター
電話　：0570-051-051
［本件に対する問い合わせ］
教育研修部
電話　：03-5739-3018

まずは
融資を受ける前に、
登録業者かどうか確認しましょう

金融トラブルに注意しましょう



ヤミ金融
国又は都道府県の登録を受けずに
貸金業を営む者をいいます。
無登録業者からの借入れは絶対にしないでください!!

こんな手口であなたを騙そうとしています!

保証金詐欺
「あなたの返済能力を調べる」などと言って、
信用料や保証料などの名目でお金を振込ませた後、
融資を行わないまま連絡を絶ってしまう。

個人間融資
個人を装った無登録の業者がSNS等を通じて違法な
高金利の貸付けを行う。またSNS等で提供した個人情報が
他の犯罪に悪用される危険性がある。

ウソの広告
「無審査で貸します」「ブラックOK」などの広告につられて
連絡すると、個人情報だけを取られて、お金は借りられない。

ファクタリングの偽装
高額な手数料を取られた上に債権売買にも関わらず、
買戻しを求められる。

押し貸し
あらゆる手段で多重債務者の銀行口座番号を入手し、
無理矢理お金を振込み、法外な利息をつけて返済を求める。

後払い現金化
商品を後払いで販売し、条件を付して謝礼等の名目で先に
現金を融通。代金を払えなくなった場合に執拗に取立てられたり、
個人情報を悪用される危険性がある。

先払い買取現金化
商品の売買を装って業者が利用者に代金を前払いし、後日、利用者が
商品を発送しなかった等の違約金名目でより高額な金銭を
支払わせるもの。

このような行為は、貸金業法や利息制限法等の法令で禁止されています!!

- 融資を行う前に、保証金や手数料などを振込ませる。
- 融資を行う前に、融資条件等を記載した書面を交付しない。
- 通帳やキャッシュカードを担保として融資を行う。
- 「無審査・即融資」など、借入れが容易であると強調する。
- 貸付額に応じた上限金利(15-20%)を超える金利を要求する。

東京都　東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会

一都三県(神奈川県・千葉県・埼玉県)ヤミ金融被害防止合同キャンペーン

「おかしいな？」「困ったな・・」と思ったらまず相談を





●融資を受ける前に、登録業者かどうか必ず確認しましょう！
●無登録業者からの借り入れは絶対にしないで下さい！

貸金業者等に関する相談



■東京都産業労働局 金融部貸金業対策課 ☎03-5320-4775	●都知事・各県知事登録業者への苦情・相談 ●貸金業者の登録照会
■埼玉県産業労働部経営・金融支援課 ☎048-830-3794	
■千葉県環境生活部くらし安全推進課 ☎043-223-2271	
■神奈川県産業労働局 中小企業部金融課 ☎045-210-5690	
■財務省関東財務局東京財務事務所 ☎03-5842-7015	●関東財務局長登録業者への苦情・相談 ●貸金業者の登録照会
■日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎0570-051-051	●貸金業に関する苦情・相談等 ●多重債務に関する相談 ●ギャンブル依存による貸付自粛受付等

多重債務等に関する相談



■東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155	●消費生活に関する一般相談等
■東京都生活再生相談窓口 （多重債務者生活再生事業） ☎03-5227-7266	●生活相談、家計表診断及び必要な資金の貸付け
■埼玉県県民相談総合センター ☎048-830-7830	●多重債務の整理に関する相談
■千葉県消費者センター ☎047-434-0999	●多重債務に関する相談等
■かながわ中央消費生活センター ☎045-311-0999	●消費生活及び多重債務に関する相談
■関東財務局東京財務事務所 多重債務相談窓口 ☎03-5842-7475	●借金に関する一般相談等

ヤミ金融等に関する相談



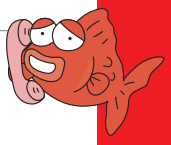
■警視庁総合相談センター 相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。 ☎#9110 または 03-3501-0110	●ヤミ金融に関する相談等
■埼玉県警けいさつ総合相談センター ☎048-822-9110	
■千葉県警察本部相談サポートコーナー ☎043-227-9110	
■神奈川県警各警察署 最寄りの警察署にご相談ください	



クレジット・サラ金問題、債務整理等に関する相談



■公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会東京センター ☎0570-031640		●多重債務に関する法律相談、任意整理や家計相談等
東京三弁護士会	■新宿総合法律相談センター ☎03-6205-9531	●債務整理、個人民事再生申立、自己破産申立、不当な取立て等に関する相談（要予約）
	■蒲田法律相談センター ☎03-5714-0081	
	■立川法律相談センター ☎042-548-7790	
	■クレサラ電話相談 ☎0570-071-316	●弁護士による電話相談
東京司法書士会	■総合相談センター（四谷） ☎03-3353-9205	●多重債務問題、債務整理に関する相談等（要予約）
	■三多摩総合相談センター（立川） ☎042-548-3933	
	■司法書士ホットライン ☎03-3353-2700 ☎042-540-0663	●電話による法律相談
日本司法支援センター	■法テラス東京（新宿） ☎0570-078301 ☎050-3383-5300（IP電話）	●経済的に余裕のない方に対する債務整理等の相談（要予約） ●弁護士・司法書士費用等の立替え（援助要件あり）
	■法テラス上野 ☎0570-078304 ☎050-3383-5320（IP電話）	
	■法テラス多摩（立川） ☎0570-078305 ☎050-3383-5327（IP電話）	
	■法テラス八王子 ☎0570-078307 ☎050-3383-5310（IP電話）	
■全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会 ☎03-3527-9357		●クレジット・サラ金・ヤミ金問題に関する相談等



令和８年６月時点

都知事登録の貸金業者と都に寄せられた無登録業者の一覧は、
東京都産業労働局の HP でも確認できます。
▼ https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R80
古紙パルプ配合率80％再生紙を使用

中小企業の経営者の皆様

「ファクタリング」をうたった違法貸し付けにご注意ください!!!

中小企業の経営者を狙い、貸金業登録のない違法な業者が「ファクタリング」を装って、違法な貸付けを行う事案が発生しています。

●「ファクタリング」とは、一般に、企業が取引先に対して有する売掛債権を買取業者に売却して資金調達を行うことです。

ここが重要！ 違法な貸付け等が疑われるポイント

- ☑ 売却した債権が回収できない場合に、その金額の支払いや、債権の買戻しを売主に請求する契約となっている
- ☑ 買取業者との契約書に「売買契約」であることが定められていない
- ☑ 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる

「おかしいな」「困ったな」と思ったら裏面の相談窓口にご連絡ください。

東京都 東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会

ファクタリングをうたった違法貸付けが疑われる事例

事例 1

A業者が売掛債権を買い取るにあたり、売主に売掛債権を回収できないときの「買戻し特約」を付した条件で契約を締結した。また、「手数料」や「割引料」と称して、法定利息を大幅に超えた金額を買取代金から差し引いた。その後、売掛債権の回収が遅れたときには、特約に基づき、売主に買い戻しを求めてきた。

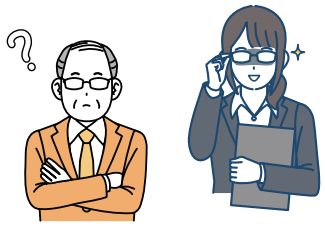
事例 2

B業者が、インターネット広告や電話・ファックスで、「ファクタリング」と称して勧誘を行った。
しかし、実際には売掛債権の売買契約ではなく、債権を担保として提供する貸付契約を締結し、法定利息の最大約50倍で金銭を貸し付けた。



事例 3

C業者が、売主から売掛債権を買い取る際に、債権の回収を委託する契約を締結した。しかし、売主が債権を全て回収するまで、買取代金の一部しか支払わないという条件が付けられていた。さらに、最終的に債権の全額を回収できなくなった場合には、買取代金から減額する条件も付けられていた。



事例 4

売主がD業者に売掛債権の買取りを申し込んだ際に、D業者は申込金を払わせた。またD業者は別の業者をあっせんし、その業者と売主を一度も会わせずに売掛債権の売買契約を行い、債権額の3分の2しか支払わなかった。さらに、売掛先から売主が回収できなかったことを理由に、未回収額相当の金額を払わせた。

ご連絡・お問合せ先

東京都産業労働局金融部貸金業対策課　☎03−5320−4775

財務省関東財務局東京財務事務所
☎03−5842−7015

警視庁総合相談センター
☎#9110または03−3501−0110
相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター
☎0570−051−051

都知事登録の貸金業者と都に寄せられた無登録業者の一覧は、東京都産業労働局のHPでも確認できます。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/ ▶

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R80 古紙パルプ配合率80％再生紙を使用

2026.10

東京都

金融トラブルに注意しましょう



- 保証金詐欺
- ウソの広告
- 個人間融資
- ファクタリングの偽装
- 先払い買取現金化
- 後払い現金化
- 押し貸し

ヤミ金融 国又は都道府県の登録を受けずに貸金業を営む者をいいます。無登録業者からの借入れは絶対にしないでください！

こんな騙しの手口に注意!!

一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン

日　時	令和８年11月14日(土)～15日(日) 開催時間 10:00～16:00
場　所	「たちかわ楽市2026」会場内 （JR立川駅・国営昭和記念公園）
内　容	パネル展示、キャンペーングッズ配布、 金融トラブル防止セミナー等

◆主催／東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会　◆後援／金融庁

東京都ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン

日　時	令和８年11月９日(月)～14日(土) 開催時間 10:00～20:00（最終日は 18:00 終了）
場　所	「新橋古本市」会場内 （JR新橋駅前・SL広場）
内　容	金融トラブル防止のためのPRグッズや チラシの配布等

◆主催／東京都

融資を受ける前に、登録業者かどうか必ず確認「おかしいな」「困ったな」と思ったらまず相談

東京都産業労働局金融部貸金業対策課
☎03-5320-4775

東京都　かしきん　検索

※車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R80 古紙パルプ配合率80％再生紙を使用